7　前二項に規定する同一銘柄債券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、債券の種類ごとに選定するものとする。

8　法第六十八条の九十第四項の連結法人は、その債券につき選定した一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を変更しようとする場合には、あらかじめ連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

第三十九条の百二十の六第二項中「特定所得の金額（法第六十八条の九十三の二第四項に規定する特定所得の金額をいう。以下この項において同じ。）を計算する場合において、当該特定所得の金額に係る第三十九条の十七の二第二項に規定する源泉税等の額があるとき」を「法第六十八条の九十三の二第四項第一号に規定する政令で定める日」に改め、同条第三項中「に規定する政令で定めるところにより計算した金額、同項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同項第三号」を「及び第二号」に、「から第五項まで」を「及び第四項」に改め、同条第五項中「金額（当該」を「金額（」に改め、「法人所得税」の下に「（法人税法施行令第百四十一条第二項第三号に掲げる税を除く。）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第四項中「以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の三項を加える。

10　法第六十八条の九十三の二第四項第六号及び第七号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国法人が有する特許権等（同項第六号に規定する使用料に係るものに限る。次項において同じ。）又は船舶若しくは航空機（同条第四項第七号に規定する対価の額に係るものに限る。次項において「船舶等」という。）に係る償却費の額につき、第三十九条の百十七の二第十五項又は第十六項の規定の例により計算した金額とする。

11　第三十九条の百十七の二第十七項及び第十八項の規定は、特定外国法人が有する特許権等又は船舶等に係る償却費の額につき、前項の規定により同条第十五項又は第十六項の規定の例により計算する場合について準用する。

12　法第六十八条の九十三の二第五項第一号に規定する政令で定める金額は、第三十九条の百十七の二第十九項の規定の例により計算した金額とする。

第三十九条の百二十の六第三項の次に次の五項を加える。

4　第三十九条の百十七の二第五項から第八項までの規定は、法第六十八条の九十三の二第四項第三号に規定する差益の額について準用する。

5　法第六十八条の九十三の二第四項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国法人が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額につき、第三十九条の百十七の二第九項の規定の例により計算した金額とする。

6　法第六十八条の九十三の二第四項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、株式等の同号に規定する譲渡に係る原価の額につき、第三十九条の百十七の二第十項又は第十一項の規定の例により計算した金額とする。

7　第三十九条の百十七の二第十二項の規定は、株式等の前項に規定する譲渡に係る原価の額につき、同項の規定により同条第十項又は第十一項の規定の例により計算する場合について準用する。

8　第三十九条の百十七の二第十三項の規定は、法第六十八条の九十三の二第四項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

第三十九条の百二十三の二第二項中「減価補てん金」を「減価補**塡**金」に改め、同条第四項中「減価補てん金又は」を「減価補**塡**金又は」に、「減価補てん金等」を「減価補**塡**金等」に改め、同条第五項中「がある場合」を削り、同条第七項中「がある場合」を削り、「場合とし」を「事情とし」に改め、同条第十五項中「同条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は同条第六項」を「これらの規定」に、「適格分割若しくは適格現物出資」を「適格分割等」に改める。

第三十九条の百二十四の見出しを「（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）」に改め、同条第一項第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の六第八項において準用する同法第二十六条の五第一項」を削り、同項第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の六第九項において準用する同法第二十六条の五第七項」を削る。

第三十九条の百二十五第二項中「第六十八条の六十三第一項」の下に「、第六十八条の六十三の二第一項、第六十八条の六十三の三第一項」を加え、「第五項並びに」を「第五項、第六十八条の六十三の二第四項並びに第六十八条の六十三の三第四項並びに」に改め、同条第五項及び第十三項中「損失補てん等契約」を「損失補**塡**等契約」に改める。

第三十九条の百二十六第一項中「第六十八条の六十三第一項」の下に「、第六十八条の六十三の二第一項、第六十八条の六十三の三第一項」を加え、「第五項並びに」を「第五項、第六十八条の六十三の二第四項並びに第六十八条の六十三の三第四項並びに」に改める。

第四十条の三第四号中「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を削る。

第四十条の六第五項、第十二項から第十四項までの規定、第十六項第二号及び第十九項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第四十五項第三号中「介護保険法」の下に「（平成九年法律第百二十三号）」を加える。

第四十条の七第十一項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条第十四項中「第四十条の八の二第十二項から第十八項まで（第四十条の八の三第七項」を「第四十条の八の二第十四項から第十九項まで（第四十条の八の三第八項」に改め、同条第十五項、第十七項、第十八項第二号、第二十項第二号、第六十項、第六十一項各号及び第六十三項中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

69　相続税法第三十四条第六項に規定する連帯納付義務者が同条第一項の規定により相続税（法第七十条の六第一項の規定による納税の猶予がされていたものに限る。）を納付する場合における相続税法第五十一条の二の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「受けていた場合」とあるのは「受けていた場合又は当該相続税について租税特別措置法第七十条の六第一項（農地等についての相続税の納税猶予等）の規定による納税の猶予がされていた場合」と、同号イ(1)中「あつた日」とあるのは「あつた日（租税特別措置法第七十条の六第一項の規定による納税の猶予がされていた場合には、同条第三十九項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める納税の猶予に係る期限）」と、同項第二号イ中「金額」とあるのは「金額（租税特別措置法第七十条の六第一項の規定による納税の猶予がされていた場合には、同条第三十九項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に規定する相続税に相当する金額のうち納税義務者の未納の税額を基礎とし、前号イ(1)の期間に、同項に規定する利子税の割合（当該利子税の計算上適用される割合が二ある場合には、これらのうちいずれか低い割合）を乗じて算出した金額）」とする。

第四十条の八第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「第十項」を「第十一項」に改め、同項第三号中「第二十四項第五号」を「第二十五項第五号」に改め、同条第五項中「この項及び第二十三項」を「この項及び第二十四項」に、「すべてに」を「全てに」に改め、同項第一号中「第二十三項第一号」を「第二十四項第一号」に改め、「、第八項第三号」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第四十四項を同条第四十五項とし、同条第四十三項を同条第四十四項とし、同条第四十二項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第三十四項又は第三十五項」を「第三十五項又は第三十六項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項を同条第四十一項とし、同条第三十九項中「起算して」を削り、同項を同条第四十項とし、同条第三十八項を同条第三十九項とし、同条第三十七項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十四項から第三十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十三項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項から第二十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項第一号イ中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同号ロ中「第二十五項」を「第二十六項」に、「第二十七項」を「第二十八項」に、「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同項第二号イ中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項第三号イ中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同